

○特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令案新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>第一条 (略)</p> <p>(特定無線設備等)</p> <p>第二条 法第三十八条の二の二第二項の特定無線設備は、次のとおりとする。</p> <p>(略)</p> <p><u>2) 法第三十八条の三十三第一項の特別特定無線設備は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>一 前項第七号、第十一号の三、第十一号の四、第十一号の七、第十一号の八、第十一号の八の二、第十一号の十一、第十一号の十二、第十一号の十五、第十一号の十七、第十一号の十九、第十一号の二十一、第十一号の二十三、第十一号の二十五、第十一号の二十六、第二十一号、第二十一号の二、第二十一号の三、第二十二号、第五十一号及び第五十四号に掲げる特定無線設備</u></p> <p><u>二 前号に掲げる特定無線設備と同一の筐体に収められている前項第十九号、第十九号の二、第十九号の三、第十九号の三の二及び第十九号の四に掲げる特定無線設備</u></p> <p>第三条～第四十二条 (略)</p> <p>別表第一号 (略)</p> <p>別表第二号 工事設計の様式 (別表第一号一(1)関係)</p> <p>第一～第二 (略)</p> <p>第三 市民ラジオの無線局、ロードレス電話の無線局、特定小電力無線局、</p>	<p>第一条 (略)</p> <p>(特定無線設備等)</p> <p>第二条 (同上)</p> <p>(同上)</p> <p><u>2) 法第三十八条の三十三第一項の特別特定無線設備は、前項第七号、第十一号の三、第十一号の四、第十一号の七、第十一号の八、第十一号の八の二、第十一号の十一、第十一号の十二、第十一号の十五、第十一号の十七、第十一号の十九、第十一号の二十一、第十一号の二十三、第十一号の二十五、第十一号の二十六、第二十一号、第二十一号の二、第二十一号の三、第二十二号、第五十一号及び第五十四号に掲げる特定無線設備とする。</u></p> <p>第三条～第四十二条 (略)</p> <p>別表第一号 (略)</p> <p>別表第二号 工事設計の様式 (別表第一号一(1)関係)</p> <p>(同左)</p> <p>(同左)</p>

小電力セキュリティシステムの無線局、小電力データ通信システムの無線局、時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局、PHSの陸上移動局、5GHz帯無線アクセスシステムの陸上移動局、狭域通信システムの陸上移動局、超広帯域無線システムの無線局及び700MHz帯高度道路交通システムの無線局に使用するための無線設備の工事設計書

(表略)

注1～9 (略)

注10

6の欄は、次によること。

(1) 第2条第2項第2号に掲げる特定無線設備の場合にあつては、同一の筐体に収められている同項第1号に掲げる特定無線設備の種別、製造者名及び型式又は名称を記載すること。

(2) (1)のほか、1の欄から5の欄までの記載事項以外の工事設計について電波法第3章に規定する技術基準に適合している旨を記載すること。

(同左)

(同左)

注10

6の欄は、1の欄から5の欄までの記載事項以外の工事設計について電波法第3章に規定する技術基準に適合している旨を記載すること。